

道路管理課

長野県上田建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和6年12月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和6年12月5日

長野県上田建設事務所長 中島俊一

- 1 (1) 路線名 254号
(2) 供用を開始する区間
上田市平井字観音脇1037番の2地先から
上田市平井字中村1299番の2地先まで
(3) 供用を開始する期日 令和6年12月7日
- 2 (1) 路線名 254号
(2) 供用を開始する区間
上田市東内字梨ノ木3130番の4地先から
上田市東内字柏木4072番の2地先まで
(3) 供用を開始する期日 令和6年12月7日

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第14号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

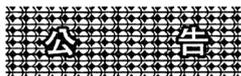
その関係図面は、告示の日から令和6年12月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和6年12月5日

長野県北信建設事務所長 関一規

- 1 路線名 箕作飯山線
- 2 供用を開始する区間
飯山市大字照岡字漆ノ木2051番の2地先から
飯山市大字照岡字漆ノ木2096番の2地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和6年12月5日

道路管理課



公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和6年12月5日

長野県知事 阿部守一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
一般事務用パソコン 2,369台及び周辺機器一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名称 長野県企画振興部DX推進課デジタルインフラ整備室
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

- 3 落札者を決定した日
令和6年10月1日
- 4 落札者の名称及び所在地
(1) 名称 NX・TCリース&ファイナンス株式会社 長野営業所
(2) 所在地 長野市大字稲葉字上千田沖329番地1
- 5 落札金額
1台1月当たりの賃借額 2,508円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
令和6年8月19日

DX推進課デジタルインフラ整備室

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。
令和6年12月5日

長野県松本建設事務所長 太田茂登

- 1 許可番号
令和6年5月24日 長野県松本建設事務所指令6松建第10-1号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
安曇野市堀金烏川2347-1、2348-2、2348-4、2348-7、2348-8、2348-10、2348-11
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北安曇郡白馬村大字北城5629-4
The Hakuba Company 株式会社 代表取締役 橋本旅人

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。
令和6年12月5日

長野県松本建設事務所長 太田茂登

- 1 許可番号
令和6年11月7日 長野県松本建設事務所指令6松建第67-4号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
安曇野市三郷明盛2915-1先、2932-1、2933、2934-1、2934-2、2935-1先、2936-6、2936-7、2936-8、2936-9、
2936-10、2936-11、2937-1、2937-2
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
松本市高宮中4-10
株式会社サポート 代表取締役 山田武雄

都市・まちづくり課

公告

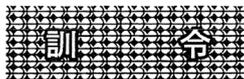
次のとおり落札者を決定しました。
令和6年12月5日

長野県教育委員会教育長 武田育夫

- 1 落札に係る調達産品等の種類及び数量
県立学校等（飯山高等学校以下105施設）で使用する電気
予定契約電力13,428kW及び予定使用電力量21,982,000kWh

- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
 - 名称 長野県教育委員会事務局教育政策課
 - 所在地 長野市大字南長野字幅下692番地2
- 落札者を決定した日
令和6年10月10日
- 落札者の名称及び所在地
 - 名称 中部電力ミライズ株式会社
 - 所在地 愛知県名古屋市中区東新町1番地
- 落札金額
516,091,074円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札公告を行った日
令和6年8月29日

教育政策課



長野県教育委員会訓令第6号

事務局
教育機関

長野県教育委員会職員安全衛生管理規程（平成15年長野県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行します。

令和6年12月5日

長野県教育委員会

第1条中「昭和47年労働省令第32号」の次に「。以下「省令」という。」を、「昭和33年文部省令第18号」の次に「等」を加える。
第8条の次に次の2条を加える。

(化学物質管理者)

第8条の2 省令第12条の5第1項に規定するリスクアセスメント対象物（第4項第3号において「リスクアセスメント対象物」という。）を取り扱う本庁及び所属所に、化学物質管理者を置く。

- 前項の化学物質管理者は、所属長が職員のうちから選任する。
- 所属長は、化学物質管理者を選任したときは、速やかに化学物質管理者選任報告書（様式第1号の2）により総括安全衛生管理者に報告しなければならない。
- 化学物質管理者は、主任安全衛生管理者の指揮を受け、次の各号に掲げる職務を行うものとする。
 - 省令第12条の5第1項に規定するリスクアセスメント（以下この項において「リスクアセスメント」という。）の実施に関すること。
 - リスクアセスメントの結果等に基づき講ずる措置の内容及びその実施に関すること。
 - リスクアセスメント対象物を原因とする労働災害が発生した場合の対応に関すること。
 - リスクアセスメントの結果の記録の作成及び保存並びにその周知に関すること。
 - リスクアセスメントの結果等に基づき講じた措置の状況等の記録の作成及び保存並びにその周知に関すること。
 - 第1号から第3号までの事項の管理を実施するに当たっての職員に対する必要な教育に関すること。

(保護具着用管理責任者)

第8条の3 前条第4項第1号に基づく措置として職員に保護具を使用させる本庁及び所属所に、保護具着用管理責任者を置く。

- 前項の保護具着用管理責任者は、所属長が職員のうちから選任する。
- 所属長は、保護具着用管理責任者を選任したときは、速やかに保護具着用管理責任者選任報告書（様式第1号の3）により総括安全衛生管理者に報告しなければならない。
- 保護具着用管理責任者は、主任安全衛生管理者の指揮を受け、次の各号に掲げる職務を行うものとする。
 - 保護具の適正な選択に関すること。
 - 職員の保護具の適正な使用に関すること。
 - 保護具の保守管理に関すること。

第10条第3項第2号及び第11条第3項第2号中「労働安全衛生規則」を「省令」に改める。